

京都市文化功労者表彰規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第76号

京都市文化功労者表彰規則

(表彰)

- 第1条 市長は、本市における文化芸術又は学術研究の発展に寄与する顕著な功績があった者（以下「京都市文化功労者」という。）に対し、表彰を行うものとする。
- 2 前項の表彰は、京都市文化功労者に表彰状及び記念品を授与して行う。
- 3 第1項の表彰は、毎年1回行うものとする。

(被表彰者の選考)

- 第2条 市長は、京都市文化功労者の被表彰者を選考しようとするときは、あらかじめ、京都市文化功労者審査会の意見を聴くものとする。

(補則)

- 第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局文化芸術担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)